

P T B

Pachinko-Trusty Board

一般社団法人パチンコ・トラスティ・ボード

有識者懇談会からのメッセージ Vol.6

「型式試験に合格したパチンコ機と

性能が異なる可能性のあるパチンコ機」問題について

(出荷の時点で)

パチンコについては、パチンコ遊技機の釘問題に端を発して、この所、一般のメディアでも取り上げられています。法律上、パチンコホールには、出玉性能等について試験を受けたうえ各都道府県の公安委員会から検定を受けた型式の遊技機しか設置できないこととなっていますが、警察庁からの要請を受け、遊技産業健全化推進機構(*1)が2015年6月1日より、全国のパチンコホールで調査をした結果、試験を受け検定を受けたものと出玉性能が異なる遊技機が、多数見つかりました。

これを踏まえて、パチンコホール営業を所管する警察庁は、このような遊技機を、「検定機と性能が異なる可能性のあるぱちんこ遊技機」として、自主的に撤去するよう指導しています。

このような一連の動きについて、当懇談会として検討した結果、仮にこのパチンコホールで起きた事態が、関連する風適法や民法等で違法と認定された場合とそうでない場合に、どのような法的責任が発生するのかをめぐって、以下のような認識に至りましたので、ここに提言することと致します。

記

1 警察庁の基本的立場

警察庁は、「検定機と性能が異なる可能性があるぱちんこ遊技機」といつている。「…性能が異なるぱちんこ遊技機」とはいつていない。また、日工組(*2)も「『遊技くぎ』の変更により性能が異なる可能性がある型式遊技機」といつており、「…性能が異なる型式遊技機」とはいつていない。

これは、

- ・ 出荷時点で、個々の遊技機が検定機と異なっているか否か
 - ・ 異なっていると、『著しく客の射幸心をそそるおそれがあるものとして国家公安委員会規則に定める基準』に該当する違法な遊技機とされる(風適法4条4項)に該当するか否か
- について判断しないということであり、これは、違法性の有無を判断しない(うやむやにしておく)ということではないか? 今回のような事象が生じたのは、どこに原因があったのかを明確にしなければ、再発防止策が出来ないのでないか?

2 現実の動きは、違法性はうやむやにしたままで、実設置台数294万台中、約73万台(約 1/4)を、『自主的に』撤去するという、重大事態になっている。

その結果、ホール企業の責めに帰すべきでないケースでも、メーカーに対して、損害賠償の請求ができず、『自主』撤去・入替えにかかるホールのコスト負担が、最終的には、ユーザーにかかることとなっている。

3 仮に、違法とされた場合の法的責任

仮に、「検定機と性能が異なるぱちんこ遊技機」として、違法性があると判断されたとしますと、以下のような責任問題が発生することとなる。

(1) メーカーの責任として考えられるもの

① 行政処分等： 風適法違反 による。

・型式の検定取消（検定の不正取得による）

その結果、同型式の全機を撤去することとなる。

・(実質的な)メーカーの責任履行の欠格事由 ということ、

メーカーは、5年間検定申請不可 となる。

② 対ホールの民事責任： 売主責任

・債務不履行

その結果 機器の売買契約の 解除+返金、更に損害が発生していれば、その賠償義務

発生 となる。

(2) ホールの責任として考えられるもの

①行政処分： 風適法違反 による。

・「『著しく客の射幸心をそそるおそれがあるものとして国家公安委員会規則に定める基準』に該当する違法な遊技機 とされる」

その結果 基準期間3か月の営業停止 となる。

②対ユーザーの民事責任： 遊技約款 契約違反

・債務不履行

その結果 契約解除+返金、更に損害賠償 となる。

4 結論

メーカーは、対象機種の下取り等の優遇措置をとるとしているが、下取り価格はメーカーの任意である上、下取り価格を代替機種の販売価格に上乘せすることによって、事実上、何らの負担も負わずに、自主撤去による代替品売上げ「特需」の利益にあずかることさえできる。また代替機種の販売に際してはホール側に無用な機器まで売り付ける「抱き合わせ販売」の横行も憂慮される。

その結果、最終的に、ホール、更には消費者たるユーザーが、自主撤去の経済的負担を担うことになる。

そして、今回の一連の経緯を生んだ、著しく射幸心をそそるおそれのある遊技機を排除するという行政の目的は必要と理解出来るが、今の風適法の検定認定制度全般に、構造的な問題が内包されているのではないかと感じられる。

このような状況に対して、ホール業界として一体となって取り組まなければ、業界の健全な発展は望めないのではないかと考えざるを得ない。

当懇談会としては、かかる不正と不公平がまかり通る可能性がある事態を憂い、警察当局及び公正取引委員会等の関係省庁に、十分な監視と指導を期待するものである。

さて、その一方で、

1. 今後、メーカーは、高射幸性遊技機を作らず、検定の厳格実施を行うと共に、出荷時の検査を徹底する。
2. ホールは、メーカーからの遊技機の受入れの際に、納入検査を厳格に行うとともに、くぎの調整など、ヘビーユーザーに迎合するような遊技機性能の実質的な変更を一切やめる。

このような2点を、今後、厳格かつ徹底して実施していくことにより、ヘビーユーザー依存体質が払拭される方向は、当懇談会としても、強く期待していることを申し添える。

かくして、パチンコ業界は、大衆のささやかな健全な娯楽としての姿に、立ち帰ることとなろう。

今回の措置について、当懇談会としては、完全には納得できない所があるが、これをきっかけに、より望ましい方向に進むことを、強く期待する。

以上

(※1) 2006年8月に設立された一般社団法人、パチンコ・パチスロ遊技機の不正改造問題に対処するため、メーカーとホール企業の業界団体が共同で作った組織、遊技機の監視・検査を行う。

(※2) 日本遊技機工業組合の略称、1960年設立のパチンコ遊技機等を製造する会社の組合、加盟は35社

2016年(平成28年)9月吉日

一般社団法人パチンコ・トラスティ・ボード 有識者懇談会委員

- | | | |
|-------|-------|--|
| 【座長】 | 和田 裕 | (株)日本イノベーション代表取締役社長(元シャープ(株)代表取締役副社長) |
| 【副座長】 | 岩崎 秀雄 | ネットプレス(株)代表取締役社長(元日刊工業新聞論説委員) |
| 【委員】 | 川上 隆朗 | 元インドネシア大使 |
| | 黒瀬 直宏 | 嘉悦大学ビジネス創造学部教授 |
| | 永井 猛 | 早稲田大学ビジネススクール教授(経営管理研究科) |
| | 牛島 憲明 | 牛島コンサルタント事務所 (元株式会社東京証券取引所上場審査部長
元株式会社ジャスダック取締役兼執行役員) |
| | 島田 尚信 | UAゼンセン 副会長 |
| | 三堀 清 | 弁護士(三堀法律事務所) |

一般社団法人 パチンコ・トラスティ・ボード

〒104-0061 東京都中央区銀座1-14-4 プレリー銀座ビル5F

TEL:03-3538-0091

FAX:03-3538-0094

URL:http://www.ptb.or.jp

E-mail:info@ptb.or.jp

事務局 理事 丸山 正博

PTB入社のご案内

1. PTBの目的

- ・パチンコホール業界の社会的認知を高め業界全体の向上を目指します。
- ・PTB 評価調査を継続的に受けることを通じてコンプライアンス・コーポレートガバナンスの改善を目指し、PTB 評価・格付けを致します。
- ・会員企業が株式会社である場合には、その株式公開の実現を支援致します。

2. 入社資格

PTBの目的に賛同し、パチンコ産業全体の社会的認知を高めるために行動するパチンコホール経営企業であればご参加いただけます（PTB社員規程第2条）。また、株式公開を目指すパチンコホール経営企業も是非ご参加ください。

3. 社員会社の権利

- ①評価調査を受ける権利
- ②社員総会の議決権
- ③PTB各組織（評価委員会、有識者懇談会等）へのオブザーバー参加と会議議事録の入手
- ④専門委員会等の研究結果の入手
- ⑤本会主催のセミナーへの参加
- ⑥本会が配布する書籍等の入手

4. 入社に伴う費用

【入会金】 不要 【基金】 100万円以上 【年会費】 5,000,000円

※社員総会における議決権票数は基金の拠出額に応じて変動します。

基金拠出額 100万円から 200万円までを議決権 1票とし、200万円を超え 400万円まで 2票、400万円を超え 600万円まで 3票、600万円を超え 800万円まで 4票、800万円を超える場合は 5票となります。

5. 評価調査 原則 年 1 回実施

6. 評価調査費用 個社負担（約 500 万円/1 回につき）

PTB 第 1 3 期 第三者機関メンバー表

PTB 第三者評価機関

平成 2 8 年 9 月 1 日現在

評価委員会

【委員長】	横山 和夫	公認会計士・元東京理科大学教授		
【委員】	田宮 治雄	東京国際大学商学部教授・公認会計士		
	永沢 徹	弁護士（永沢総合法律事務所）		
	曾我 貴志	弁護士（曾我法律事務所）		
	末川 修	公認会計士（東京さくら監査法人 代表）		
	山中 健児	弁護士（石寄・山中総合法律事務所）		6名

会計・税務

成松 洋一	税理士（成松洋一税理士事務所）	吉田 行雄	税理士（吉田税理士事務所）	2名
-------	-----------------	-------	---------------	----

調査員

小鍛冶広道	弁護士（第一芙蓉法律事務所）	関口 政貴	弁護士（佐藤総合法律事務所）	
成瀬 直邦	弁護士（佐藤総合法律事務所）	小川 明	公認会計士（ひびき監査法人代表社員）	
小林 英	公認会計士（小林英公認会計士事務所）	大藪 卓也	公認会計士（大藪公認会計士事務所）	
【調査事務局】				
井出 博之	（新日本有限責任監査法人）	林 直樹	（新日本有限責任監査法人）	8名

有識者懇談会

【座長】	和田 裕	株式会社日本イノベーション 代表取締役社長（元シャープ(株) 代表取締役副社長）		
【副座長】	岩崎 秀雄	ネットプレス株式会社 代表取締役社長（元日刊工業新聞論説委員）		
【委員】	川上 隆朗	元インドネシア大使		
	黒瀬 直宏	嘉悦大学ビジネス創造学部教授		
	永井 猛	早稲田大学ビジネススクール教授（経営管理研究科）		
	牛島 憲明	牛島コンサルタント事務所（元(株)東京証券取引所上場審査部長、元(株)ジャスダック取締役兼執行役員）		
	島田 尚信	UAゼンセン 副会長		
	三堀 清	弁護士（三堀法律事務所）		8名